

資料 1

医療的ケア児支援事業について

平成 30 年 3 月 26 日障害者総合支援法等に関する事業者説明会

栃木県保健福祉部障害福祉課

医療的ケア児支援事業費【新規】

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児が増加する中、医療的ケアがあることにより障害福祉サービスが受けられず、また、休みなく介護している家族にとって大きな負担となっており、医療的ケア児が在宅で安心して暮らせる環境づくりを推進するため、次の事業を平成30年度当初予算に計上した。

【13,919千円】

1 医療的ケア児レスパイト事業費【11,800千円】

(1) 短期入所受入促進事業費

医療的ケア児受入れにおける重症心身障害児の短期入所事業報酬単価との差額補助（上限2万円）を行う市町村に対する助成

対象：20歳未満の医療的ケア児

（重症心身障害児及び小児慢性特定疾病児童等を除く）

補助率：県1/2、市町1/2

(2) 短期入所事業所整備促進事業費

短期入所事業所が行う医療的ケア児の新規受入等に必要な設備整備・備品購入に対する助成

補助基準額：（医療型短期入所事業所）4,000千円

（福祉型短期入所事業所）1,000千円

補助率：県1/2、事業所1/2

2 医療的ケア児支援人材育成事業費【2,119千円】

(1) 医療的ケア児等支援人材養成研修事業費

内容：医療的ケア児等の障害特性や基本的な支援に関する研修

対象：障害児通所支援事業所及び保育所等の職員

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業費

内容：医療的ケア児等への支援を総合調整する人材養成のための研修

対象：主任相当の相談支援専門員等

(3) 介護職員喀痰吸引研修受講促進事業費

内容：事業所に指導看護師を派遣し実地研修の体制を整え、喀痰吸引等研修の受講を促進